

平成 25 年 3 月 21 日

知的財産戦略推進事務局御中

長澤健一

知的財産推進計画 2013 骨子に盛り込むべき事項（素案）に対する意見

3 月 21 日開催の第 3 回専門調査会には出席できませんので、本書を提出させていただきます。

第 1. 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

1. 企業の海外展開を支えるグローバル知財システムの構築

(1) 海外における知財取得支援（日本企業がアジア新興国において日本と同様の感覚で知的財産権を取得し、活用できる環境の構築に向けて）

・アジア新興国知財庁に審査官を派遣、並びに、アジア新興国知財庁から JPO に来ていただくという審査官の交流を継続的に推進するべきであり、また、その規模を拡大する必要があると考える。

2. 国際的な知財の制度間競争を勝ち抜くための基盤整備

(1) 職務発明制度の在り方

・特許法を、他の知的財産法（著作権法等）と同様に、対価を請求することなく、職務発明に係る特許を受ける権利を原始的に企業に帰属させる制度（法人帰属）に改正して、職務発明訴訟リスクをなくすとともに、イノベーション促進のための従業者へのインセンティブ制度の設計は法律で義務化するのではなく、各企業の戦略・施策に委ねることができるようにすべきである。

・もう一つの柱書である「中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援」の観点からも、個別契約を伴うことなく企業に発明が帰属する法人帰属は望ましい制度と考えられる。

・なお、知財推進計画 2012 の文言と比較すると、検討が少し加速化される方向のようにも感じられるが、産業界、各種団体からの意見や検討も踏まえ、即座に、改正協議・検討に着手していただきたい。また、改正の際には、適切な経過措置を設け、訴訟リスクを遡及的に断ち切るべきであり、産業界にとってこの遡及適用も極めて切実な要望であることをご理解いただきたい。

(3) 営業秘密の保護

・直ちに不正競争防止法の更なる改正、また独立の営業秘密保護法制の創設を検討する必要はないと考えているが、今後、検討は必要であり、まずは営業秘密侵害の立証負担等に関する諸外国の制度の調査・研究を短期で行うべきであるとする。

(4) 適切な権利行使の在り方

・知財推進計画2012には本件の記載がなかったが、新たに今回『権利行使の実態の調査や、国内外における裁判例や議論等を踏まえて、適切な権利行使の在り方について引き続き検討する』旨が盛り込まれようとしていることについては評価したいと考える。

・しかしながら、本来の特許制度の理念と異なる活動をするパテントトロールの活動が世界規模で活発化し、それが今後新興国を含めてグローバル化していくであろう状況を考慮すると、本件は我が国にとって喫緊の課題であり、単なる継続検討とするのではなく、WGの設置など、検討の実施を担保するための仕組みを直ちに用意すべきである。

・また、この検討の際には、一般財団法人 知的財産研究所における「標準規格必須特許の権利行使に関する調査研究」における検討結果も参考にすべきである。

・なお、小職も是非この検討に積極的に関与したいと考える。

3. グローバル知財人財の育成・確保

・企業の立場として考えると、「世界で戦えるグローバル知財人財の育成」のためには、座学だけでは意味がなく、例えば、民間企業の知財部門からJETRO海外事務所に出向者を送るといったことが必要ではないか。このようなことが可能であれば弊社としても積極的に検討したいと考える。

以上